

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】令和3年7月29日(2021.7.29)

【公表番号】特表2020-527469(P2020-527469A)

【公表日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-037

【出願番号】特願2020-501297(P2020-501297)

【国際特許分類】

B 25 B 25/00 (2006.01)

H 01 R 43/042 (2006.01)

【F I】

B 25 B 25/00 D

H 01 R 43/042

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月11日(2021.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手工具(1)であって、

互いに対しても枢動可能に配置された第1ハンドル(2)及び第2ハンドル(3)と、  
前記第1ハンドル(2)に固定され、第1圧着部(6)を備えるた第1ジョー(4)と

、 第2圧着部(7)を備える第2ジョー(5)と、を備え、

前記第1及び第2圧着部(6、7)は、前記第1及び第2ハンドル(2、3)の作動により互いに向かって移動し、前記第1と第2圧着部(6、7)の間に形成される圧着開口部(8)を閉じるように配置され、前記第2ジョー(5)は、第1枢動点(10)の周りで前記第1ハンドル(2)に対して、及び前記第2ハンドル(3)の上端に配置された第2枢動点(11)の周りの前記第2ハンドル(3)に対して枢動可能に配置され、前記第2枢動点(11)は前記第1枢動点(10)から分離されている、手工具(1)において

、 前記第1ハンドル(2)は、前記第1圧着部(6)と前記第1枢動点(10)の間に第1弾性部(12)を備え、前記第1圧着部(6)が前記第1枢動点(10)に関して撓むことを許容し、第1ハンドル(2)は、第1フォークアーム(14)及び第2フォークアーム(15)を備えるフォークアーム装置を有し、前記第1枢動点(10)より下の点から上向きに互いに分離され、前記第1フォークアーム(14)は前記第1圧着部(6)を備え、前記第2フォークアーム(15)は前記第1枢動点(10)を囲み、リンクアーム(9)は前記第1ハンドル(2)と前記第2ハンドル(3)の間に配置される、ことを特徴とする手工具(1)。

【請求項2】

前記第2ジョー(5)は曲がった形状を有し、前記第2圧着部(7)は、前記第1枢動点(10)と前記第2枢動点(11)との間の想像線に対して前記第2枢動点(11)から実質的に直交して延びる、請求項1に記載の手工具(1)。

【請求項3】

前記リンクアーム(9)の第1端は、前記第1ハンドル(2)の下部の第1リンク点(

16)に枢動可能に配置され、前記リンクアーム(9)の第2端は、前記第2ハンドル(3)の上部において第2リンク点(17)に枢動可能に配置される、請求項1又は2に記載の手工具(1)。

【請求項4】

前記リンクアーム(9)は弾性である、請求項1~3の何れか一項に記載の手工具(1)。

【請求項5】

第2弾性部(13)は、前記第1ハンドル(2)上において第1弾性部(12)と前記第1リンク点(16)との間に前記第1ハンドル(2)に沿って配置される、請求項3に記載の手工具(1)。